

令和 7 年度 れきしてらすの一年



新座市立歴史民俗資料館

例言・凡例

- 1 本書は「れきしてらすの一年」（以下「本書」という。）である。
- 2 埼玉県新座市教育委員会教育総務部歴史民俗資料館が管理する新座市立歴史民俗資料館（愛称：れきしてらす。以下「当館」という。）における業務及び市内文化財保護業務のうち、令和7年度に実施した事業をまとめた報告書である。
- 3 ふりがなは初出にのみ表示した。
- 4 年号については、和暦年（西暦）の表記としている。また、特に断りがない場合、月日は令和7年4月から令和8年3月までの間を指している。
- 5 図表の出典は、特に断りがない場合、新座市が所有・作成しているものである。二次利用を希望される場合は、個別に当館に問合せを行った上で、利用するものとする。

表紙写真：普光明寺千駄地藏尊御開帳（4月4・5・6日）

目次

1	組織・職員の体制等	1
(1)	組織	1
(2)	職員	1
(3)	所管施設の概要	1
(4)	令和7年度予算の概要	2
(5)	文化財保護審議委員会	3
(6)	指定等文化財	3
2	利用状況の概要	5
(1)	歴史民俗資料館の開館日数・来館者数等	5
(2)	睡足軒の森の開館日数・来園者数・利用者数等	6
3	事業内容	9
(1)	常設展示	9
(2)	特別展示	10
(3)	企画展示	14
(4)	講演会・イベント等	15
(5)	デジタル・アーカイブ事業	18
(6)	館内見学案内	19
(7)	睡足軒の森文化事業	19
(8)	文化財防災	20
(9)	出前講座等	20
(10)	刊行物等	21
(11)	取材対応等	22
(12)	会場提供	23
4	資料収集・調査・研究	24
(1)	資料収集・寄贈	24
(2)	聞き取り調査等	25
(3)	資料のくん蒸処理	26
(4)	埋蔵文化財保護	26
5	レファレンス	27
(1)	資料の貸出依頼	27
(2)	博物館実習の受入れ	27
(3)	周知の埋蔵文化財包蔵地の照会	27
(4)	主な問合せ	27
(5)	刊行物の閲覧	27
6	おわりに	28
参考資料	条例・規則	29
	新座市文化財保護条例	29
	新座市文化財保護審議委員の会議等に関する規則	31
	新座市立歴史民俗資料館条例	33
	新座市立歴史民俗資料館規則	34
	新座市立歴史民俗資料館資料取扱要綱	36

1 組織・職員の体制等

(1) 組織

令和4年度までは新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課歴史民俗資料館（係相当）であったが、令和5年度から同部歴史民俗資料館（課相当）に組織改編された。資料館の愛称は、令和4年度に公募を実施し、選考の結果「れきしてらす」となった。

(2) 職員

令和7年度における資料館職員の体制は下記のとおりである。

教育長 金子 廣志

教育総務部長 齋藤 寿美子

教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長 井口 幸彦

同部 歴史民俗資料館長兼学芸員 川端 真実

同館 文化財係長兼学芸員 川畑 隼人

同係 主査兼学芸員 寺内 良夫

同係 主任兼学芸員 笹川 紗希

同係 主事兼学芸員 秋山 大海

同係 主事兼学芸員 高橋 美希

同係 会計年度任用職員

斯波 治、鈴木 優、高橋 由夫、長坂 健二、

吉川 夏樹、涌井 猪久夫（五十音順）

(3) 所管施設の概要

① 歴史民俗資料館

保健センターとの複合施設として令和5年度に開館した。施設の延床面積1,357.97㎡のうち、共用部分を除く321.38㎡が当館所管である。

表1：当館所管施設の内訳

展示室	143.19㎡	研修室	42.24㎡
収蔵庫	42.66㎡	倉庫	14.84㎡
特別収蔵庫	22.20㎡	書庫	8.68㎡
作業室	21.35㎡	事務室	26.22㎡

② 睡足軒の森

所有者である平林寺から市に貸与されている施設である。

9,379㎡の園内は国指定天然記念物「平林寺境内林」の一角であり、武蔵野の雑木林を散策できる。松永安左エ門（耳庵）が移築した古民家「睡足軒」は国登録有形文化財であり、紅葉亭とともに日本の伝統文化体験の場として、市民団体に貸出しを行っている。

③ 埋蔵文化財整理・収蔵施設

市内で実施された発掘調査等により出土した遺物や記録図面等を、学校の余裕教室や物置等で保管し、報告書刊行に向けた整理作業を行っている。

(4) 令和7年度予算の概要

令和7年度の文化財保護業務・資料館業務に係る当初予算の合計は149,451千円であり、詳細については下表のとおりである。

表2：令和7年度予算歳出の概要（単位：千円）

款	教育費				令和 6年度 決算
	項	社会教育費			
		目	文化財保護費		
	大 事 業	文化財保護費			
		中 事 業	一般事務	4,271	3,825
			文化財保護審議委員会	189	179
			文化財調査	39,929	47,158
			文化財補助	2,576	275
			文化財保存活用	2,581	1,265
			睡足軒の森运营管理	5,430	4,944
			史跡等土地取得	76,720	1,777
		小 計		131,696	59,423
		資料館費			
	中 事 業	歴史民俗資料館运营管理	17,755	15,580	
		小 計		17,755	15,580
合 計			149,451	75,003	

【市当初予算における文化財関係予算の割合】（単位：千円）

- ・ 対：一般会計歳出 64,404,000 ÷ 0.2321% [前年度 0.1289%]
- ・ 対：教育費 10,301,838 ÷ 1.451% [前年度 1.010%]

(5) 文化財保護審議委員会

教育委員会の諮問に応じ、文化財の専門的な事項を調査審議する機関として新座市文化財保護審議委員会を置いている。令和 7 年度は表 3 に掲げる議題について諮問した。

表 3：令和 7 年度開催の文化財保護審議委員会

回	開催日	議題
1	6 月 25 日	(1) 令和 6 年度文化財関係事業報告について (2) 令和 7 年度文化財関係事業計画について (3) 県指定史跡野火止用水の現状変更等許可申請について (4) 指定候補文化財について (5) 諸報告 (6) その他
2	1 月 26 日	(1) 国指定天然記念物平林寺境内林の現状変更等許可申請について (2) 諸報告 (3) その他

【委員名簿】（敬称略・五十音順）

委員長：根岸茂夫

委員長職務代理：宮瀧交二

委員：岩崎信丈、本間暁、松竹寛山、柳正博

(6) 指定等文化財

市内に所在する国・県・市による指定・選定・登録されている文化財は計 37 件であり、内訳については下表のとおりである。

表4：指定等文化財一覧

種別	国			県		市	小計
	指定	選定	登録	指定	選定	指定	
有形文化財			1	5		12	18
無形文化財						3	3
民俗文化財						8	8
史跡・名勝・天然記念物	1			3		1	5
伝統的建造物群							
文化的景観							
文化財保存技術		1					1
重要遺跡					2		2
小計	1	1	1	8	2	24	37

2 利用状況の概要

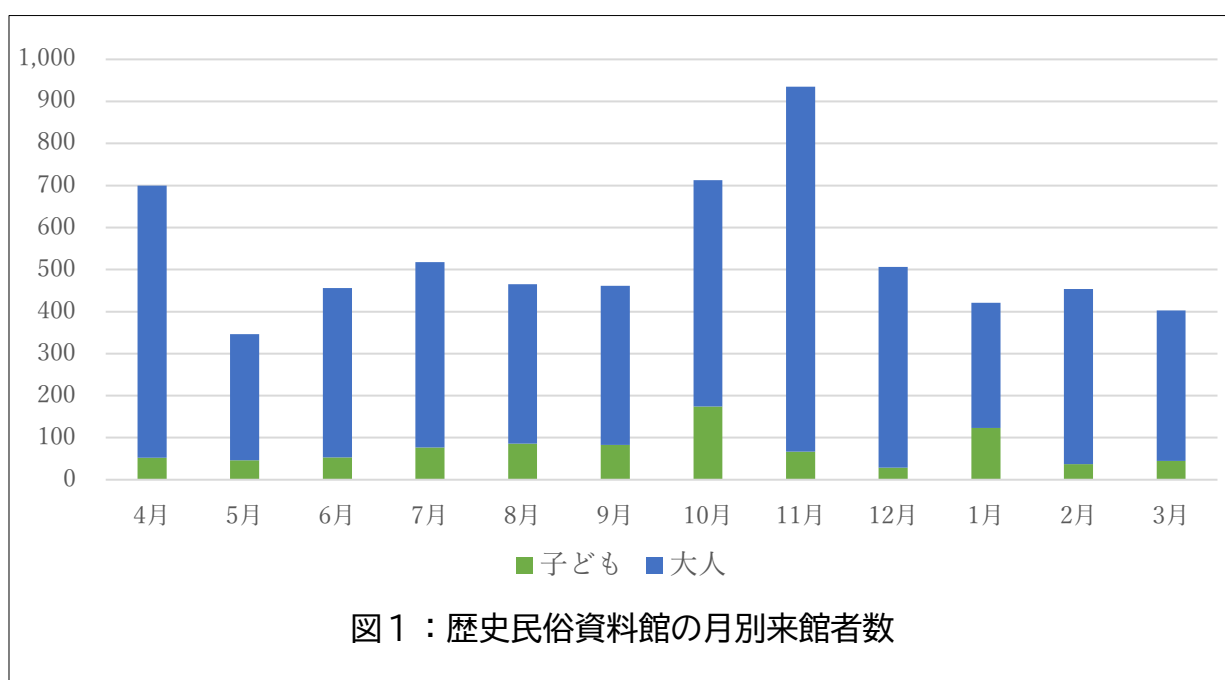
(1) 歴史民俗資料館の開館日数・来館者数等

令和7年度は285日間開館し、計6,378人が来館した。詳細については表5・図1のとおりである。当館は原則、月曜日を休館日、月末の平日を資料整理日としているが、11月28日、12月1日及び8日は、紅葉期の来館者が見込まれたため、特別開館日として対応した。令和5年度からの累計来館者数は、18,465人である。

なお、来館者には保健センターのみの利用者や後述する出前講座参加者、周知の埋蔵文化財包蔵地の照会等で来館された方々を含んでいない。

表5：令和7年度の歴史民俗資料館の開館日数・来園者数等

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開館日	24	23	24	25	25	22	25	25	25	22	21	24	285
来館者	700	346	456	518	465	461	713	935	506	421	454	403	6378
日平均	29.1	15.0	19.0	20.7	18.6	21.0	28.5	37.4	20.2	19.1	21.6	16.8	22.4
前年来館者	404	332	482	603	425	361	724	577	416	264	303	728	5619



* 「子ども」は中学生以下。

(2) 睡足軒の森の開館日数・来園者数・利用者数等

令和7年度は226日間開園し、計14,447人が来園した。睡足軒の森は原則、月曜日と水曜日を休園日としているが、夏季と冬季に半日開園期間を設け、一般貸出を休止した。詳細については表6・図2のとおりである。

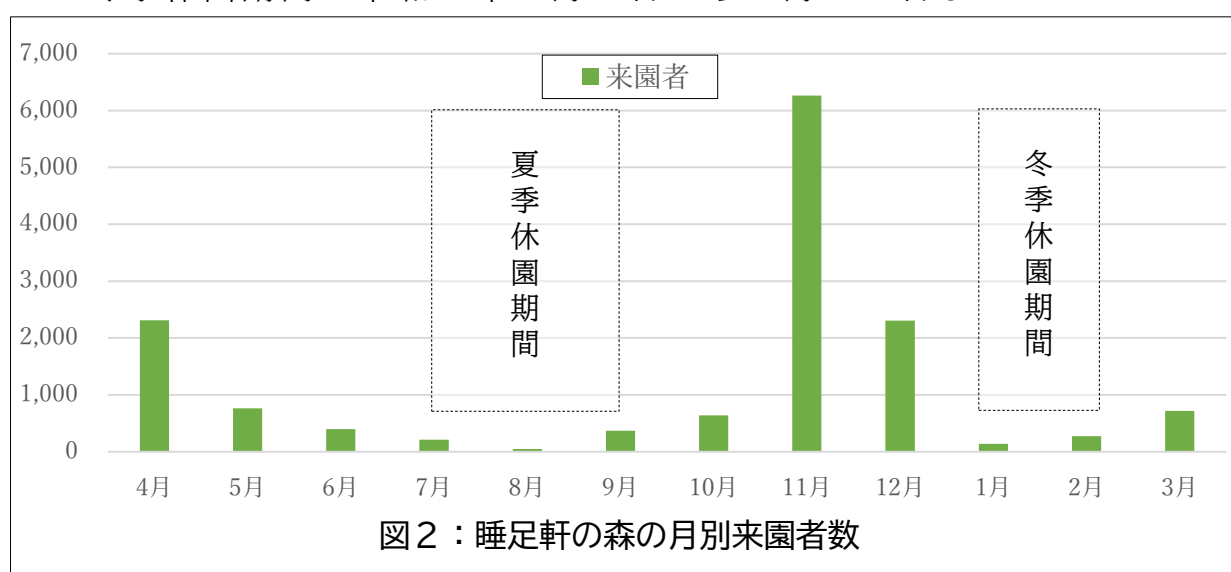
また、施設利用団体数は、睡足軒が68件（午前36件・午後32件）、紅葉亭が18件（午前11件・午後7件）であった¹。平成14年11月の開園以来、累計来園者数は666,732人である。

表6：令和7年度の睡足軒の森の開園日数・来園者数等

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開園日	21	24	21	18	11	17	22	24	22	12	12	22	226
来園者	2314	762	397	213	48	373	638	6261	2309	142	273	717	14447
日平均	110.2	31.8	18.9	11.8	4.4	21.9	29	260.9	105.0	11.8	22.8	32.6	63.9
利用団体	3	7	5	2	0	4	4	6	6	2	5	4	48
利用人数	283	224	136	70	0	65	118	186	126	33	116	243	1600
前年来園者	1904	704	413	94	0	157	707	4100	5799	0	0	558	14436

* 夏季休園期間：令和7年7月15日から9月14日まで

冬季休園期間：令和8年1月4日から2月28日まで



¹ 貸出単位である「午前」「午後」をそれぞれ1回と計上している。睡足軒と紅葉亭を両方とも1日利用した場合は、4回となる。

(3) ウェブサイトの閲覧

新座市が運営するウェブサイトにおいて、当館が掲載している文化財関連記事の令和7年度の閲覧総数は、年間106,542件であった。詳細については図3・表7のとおりである。令和5年度からの累計閲覧総数は339,008件である。

4月は千体地藏尊御開帳と平林寺半僧坊大祭、7月は大和田氷川神社夏祭りに伴う大和田囃子やはだか神輿、11月は紅葉期に伴う平林寺や睡足軒の森の閲覧数が伸びている。

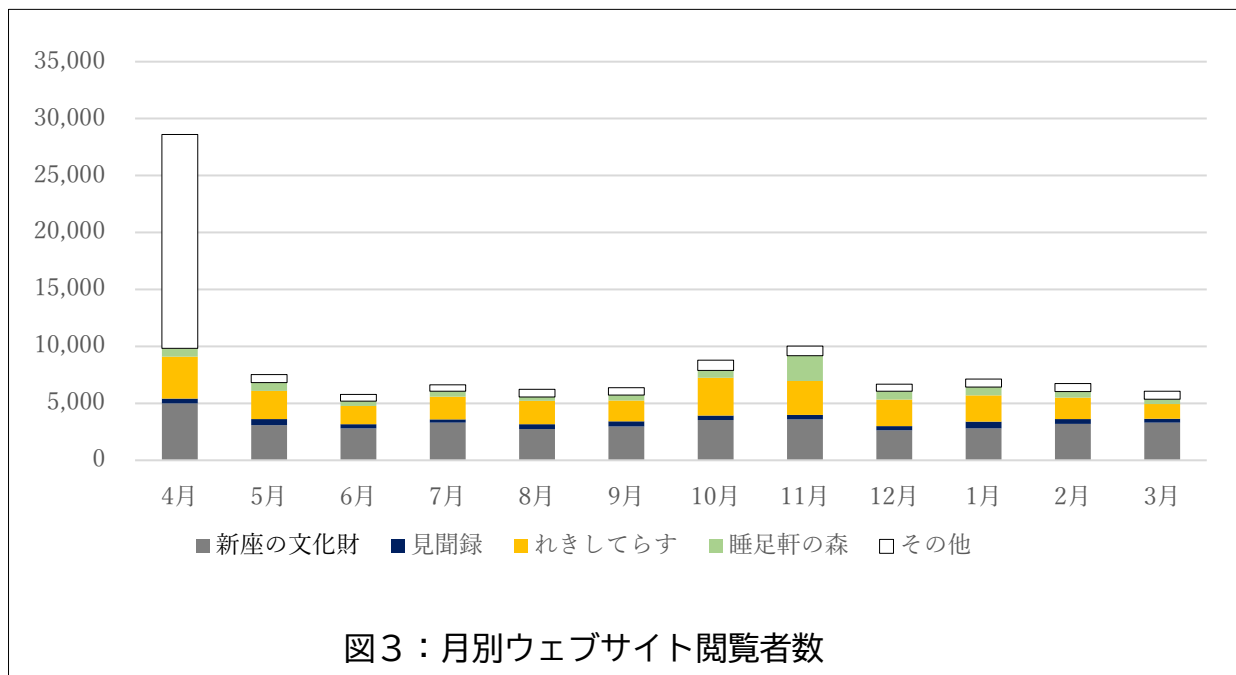


図3：月別ウェブサイト閲覧者数

表7：当館が管理するウェブサイト閲覧数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	4990	3087	2794	3295	2757	2974	3543	3585	2638	2795	3191	3300	38949
2	419	518	379	284	415	437	378	407	366	584	425	354	4966
3	3684	2491	1596	2019	2038	1826	3333	2969	2331	2308	1876	1281	27752
4	728	724	415	473	337	476	649	2214	720	732	544	429	8441
5	18773	708	587	541	673	663	889	856	620	703	712	709	26434
計	28594	7528	5771	6612	6220	6376	8792	10031	6675	7122	6748	6073	106542
前年計	9490	7436	7789	8986	6121	6805	9289	18318	14771	8550	11387	14822	123764

当館が管理するウェブサイト一覧

1. 新座の文化財を紹介します
2. にいざ見聞録
3. れきしてらす（新座市立歴史民俗資料館）
4. 新座市睡足軒の森にお越しく下さい
5. その他（千体地藏尊御開帳、新座市文化財保護審議委員会、遺跡発掘調査ニュース、平林寺境内林の再生に向けて、れきしてらす通信、歴民だより等）

3 事業内容

(1) 常設展示

展示室内を7つのコーナーに分けて展示を行っている。また、展示室内に3か所、室外入口脇に1か所のデジタルサイネージを設置し、展示解説を行っている。さらに、事務所前の共用空間にモニターを設置し、展示に関連する映像を上映している。

令和7年度における主な展示品は下記のとおりである。

- ・ 武蔵野台地の始まり：地形図、関東ローム層の写真
- ・ 原始：旧石器時代の石刃・細石器、縄文時代の土器・石器
- ・ 古代：弥生・古墳時代の土器・石器、奈良・平安時代の土師器・須恵器・鉄器・瓦
- ・ 中世：南北朝期の板石塔婆
- ・ 近世：新田開発史料、野火止用水古絵図
- ・ 近代：水車、民具、家電製品、ゆかりの偉人関連資料
- ・ 祭り：中野の獅子舞



図4：考古展示の様子



図5：民俗展示の様子

なお、令和7年度中に展示の変更を行った箇所は、下記のとおりである。

① 普光明寺と大和田展

令和7年2月から開催した企画展の実施に当たり、常設展示の一部（旧石器時代から縄文時代まで）を休止した。

② 松永安左エ門生誕150周年記念展

11月・12月に開催した企画展の実施に当たり、常設展示の一部（旧石器時代から弥生・古墳時代まで）を休止した。

- ③ デジタルサイネージのコンテンツ追加
デジタルサイネージにおいて、市内で撮影された古写真の追加と、既存コンテンツの軽微な修正を行った。



(2) 特別展示

展示室の一角を期間限定の特別展示とし、アイランドケース等において計23件の展示を行った。令和7年は昭和100年・戦後80年に当たるため、新座市に縁のある昭和期の資料を中心に、時期ごとに入れ替えた。貴重な資料をお貸出しいただいた所有者の皆様に、改めて感謝の意を表したい。

表8：特別展示一覧

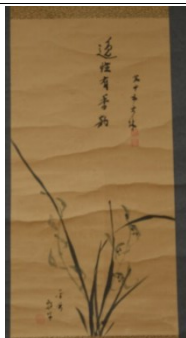
写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	湯たんぽ（陶製・ブリキ製、当館蔵） 4月15日から5月16日まで 昭和期に利用された暖房器具を展示した。陶製の湯たんぽは、戦時下の金属不足で生産された代用品である。
	白水敬山老師 画、峰尾大休老師 賛「逸性有香 韵 蘭図」（寄託資料） 4月15日から7月20日まで 平林寺第22世白水敬山老師が描いた画に、当時93歳の第21世峰尾大休老師が賛を寄せた合作。「韵」は音の響き。
	端午の節句 五月人形（当館蔵） 5月1日から31日まで 当館所蔵の五月人形を展示した。展示期間中に甲冑着用体験イベントを開催した。
	七夕 6月25日から7月30日まで 七夕飾り、新座の七夕についての解説文を展示した。来館者に短冊を書いてもらった。

写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	峰尾大休老師「福寿」（寄託資料） 7月22日から10月30日まで 平林寺第21世峰尾大休老師が91歳のとき、茶室に掛ける軸として揮毫した作品。
	団扇（当館蔵） 7月23日から8月31日まで 昭和期の大和田氷川神社夏祭りで配布された団扇を展示した。令和5年度寄贈品。
	マンガ雑誌・トースター（当館蔵） 7月23日から8月31日まで 『冒険王』昭和29年6月号、『おもしろブック』昭和28年新年特大号、少年向けの漫画雑誌、トースターを展示した。
	お盆 8月1日から31日まで お盆に関するお供え物と新座市域のお盆についての解説文を展示した。
	故・瀧島浩二氏作品（当館蔵） 8月9日から31日まで 新座の民話シリーズの中から、「円光院のたぬき」、「黒目川の大蛇」、「小僧が淵」の3作品を展示した。
	十五夜展示と石造 地藏菩薩坐像（当館蔵） 9月2日から28日まで 十五夜に関する展示と市指定有形民俗文化財の「石造 地藏菩薩坐像」（複製）を展示した。
	レコード・蓄音機（当館蔵） 9月2日から28日まで 昭和100年・戦後80年を記念し、当館所蔵のレコードと蓄音機を展示した。

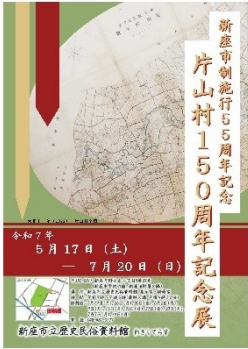
写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	野火止村検地帳（当館蔵） 9月17日から10月30日まで 江戸時代の野火止村の様子が記録されている 検地帳を展示した。
	卓上電話機・壁掛電話機（当館蔵） 10月1日から30日まで 昭和100年・戦後80年を記念し、当館所蔵の電話機を展示した。
	テープレコーダー（当館蔵） 10月1日から30日まで 昭和100年・戦後80年を記念し、当館所蔵のオープンリール式テープレコーダーを展示した。
	十二支土鈴（当館蔵） 1月4日から18日まで お正月に合わせて、令和8年の干支「午（うま）」に関連する郷土玩具を展示した。
	十二支重箱（当館蔵） 1月4日から18日まで 旧歴史民俗資料館保存資料の中から、明治期と推定される重箱を展示した。
	熊手（当館蔵） 1月4日から18日まで お正月に合わせて、旧歴史民俗資料館で常設展示していた熊手を期間限定で展示した。
	峰尾大休老師「壽」（寄託資料） 1月4日から2月26日まで 平林寺第21世峰尾大休老師が93歳のときに揮毫した作品。

写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	押絵羽子板（当館蔵） 1月4日から2月28日まで 市内の人形店から寄贈を受けた大型の押絵羽子板の展示を行った。
	ひな人形（当館蔵） 2月10日から3月8日まで 市内在住の方から寄贈された雛人形（平成期）の展示を行った。
	放牛窟老師「本来无一物」（個人蔵） 2月28日から5月24日まで 平林寺第23世（放牛窟）糸原圓應老師が揮毫した作品。「本来无一物」は、人間は生まれたときには何も持っていなかったことを表した禅語であり、禅僧の墨跡として好んで書かれることが多い。
	有孔罌付土器（当館蔵） 3月24日から5月24日まで 大和田カミ遺跡から出土した縄文時代中期の土器。蓋をして酒造りをしたという説がある。
	貸徳利（当館蔵） 3月24日から5月24日まで 酒屋の屋号が入った徳利で、中身を入れて客に貸し出し、使い終わったら返す／再度入れる、という使われ方をした。

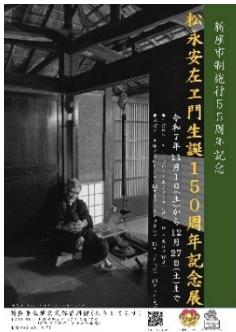
(3) 企画展示

令和7年度は主に展示室の一部と研修室を活用して全5回の企画展示を開催した。

表9：企画展示一覧

片山村150周年記念展	
	期間：5月17日から7月20日まで 場所：展示室・研修室 概要：明治7年(1875)に片山村が誕生してから150周年を迎えるに当たり、片山地区の古地図や石造物、法臺寺の什物を展示した。 
博物館実習生による展示	
	期間：8月10日から9月12日まで 場所：展示室 概要：8月5日から9日まで実施した博物館実習の実習生による展示を行った。
野火止用水開削370周年記念「未来に残したい野火止用水の風景」	
	期間：9月17日から10月26日まで 場所：研修室ほか 概要：小学生の絵画を3期に分けて展示し、全245作品の中から最優秀賞1点、優秀賞10点を選出した。 

松永安左エ門生誕150周年記念展



期間：11月1日から12月27日まで
 場所：展示室・研修室
 概要：新座市制施行55周年を記念し、本市にゆかりが深い人物の一人である松永安左エ門（耳庵）氏の生誕150周年を記念した展示を行った。

掘れたて考古展



期間：1月20日から3月22日まで
 場所：展示室・研修室
 概要：令和6年度に実施した、鑑田遺跡第3地点の速報展として展示を行った。解説パネルやキャプションの作成は博物館実習生に協力いただいた。



(4) 講演会・イベント等

令和7年度は研修室や会議室を活用した講演会と、展示室でのギャラリートーク、体験講座、光庭（中庭）を活用したイベント等を合わせて全13回開催した。

表10：講演会・イベント等一覧

甲冑着用体験

講師：村山党の会

日時：5月11日午前10時から
 午後3時30分まで

参加者：46名（大人30名・子供16名）

概要：手作りの甲冑や装束の着用体験、ミニゲームを開催した。令和6年度に比べ、参加者の減少が見られたものの、特に親子連れでの参加が目立った。



片山歴史散歩

講師：当館学芸員

日時：6月27日午前10時から正午まで

参加者：17名 概要：「片山村150周年記念展」に合わせ、旧片山村のうち畑中・馬場・堀ノ内地区に残る石像物を巡りながら解説を行った。 また、法臺寺の協力を得て、本堂と市指定文化財の特別拝観を行った。	
みんなで学ぼう！菅沢の歴史・押絵羽子板制作実演 講師：長谷川人形店 押絵師・長谷川政行、 新座市観光ボランティアガイド協会会員 日時：8月16日午前10時から正午まで 参加者：33名（大人27名・子供6名） 概要：新座市観光ボランティアガイド協会会員による、菅沢地区の歴史解説と、菅沢の長谷川人形店の押絵師による押絵羽子板の制作実演を行った。	
勾玉作り体験 日時：8月23日午前10時から正午まで 参加者：18名 概要：勾玉についての解説と勾玉作りセットを使っての体験イベントを実施した。	
昔の遊び体験（健康まつり） 日時：10月19日午前9時から正午まで 参加者：60名 概要：保健センターが実施する健康まつりにあわせて、けん玉、お手玉等の体験イベントを光庭で実施した。	
市制施行55周年記念展・「伸びゆく新座」上映会 日時：11月1日から3日まで 参加者：延べ287名 概要：市役所旧本庁舎の銘板の写真や、市章の解説パネルの展示を行うとともに、昭和48年に製作された市のPR映像を上映した。	
埼玉県民の日 すごろく大会	
日時：11月14日	

参加者：11組30名

概要：市内の小中学校が休みとなる埼玉県民の日に、光庭を活用したイベントを開催した。
県内市町村の名所等を織り交ぜたオリジナルすごろくを作成し、希望者には印刷版を配布した。



松永翁ゆかりの建物めぐり

講師：当館学芸員

日時：11月2日及び12月14日
午前9時30分から正午まで

参加者：延べ40名

概要：睡足軒、平林寺山門の金剛力士像、旧半僧門、薬師堂、墓等を見学した。



松永安左エ門生誕150周年記念展ギャラリートーク

講師：当館学芸員

日時：12月7日及び14日
午後2時から3時まで

参加者：延べ8名

概要：企画展示の内容について解説した。



松永安左エ門生誕150周年記念展記念講演会
「『雲中庵茶会記』からみる松永耳庵」

講師：福岡市美術館学芸員・後藤恒

日時：12月20日午後2時から4時まで

参加者：51名

概要：松永が蒐集した茶道具や骨董品について及び、木工芸家・仰木政斎が参加した茶会の記録『雲中庵茶会記』に記された柳瀬荘時代の松永耳庵についての講演を行った。



ウマ（午）講座

講師：当館学芸員

日時：1月18日午後1時30分から3時
30分まで

参加者：9名

概要：令和8年の干支・午にちなみ、人類がウマを家畜化し、日



本や世界の歴史に与えた影響について概説した。	
考古学講座：世界遺産「北海道・北東北の縄文文化」と埼玉県南部の関係	
講師：早稲田大学文学学術院准教授・中門亮太	
日時：2月1日午後1時30分から3時30分まで	
参加者：44名	
概要：世界遺産に認定された縄文文化について、申請に携わった当時の担当者から、認定に至る経過や特徴を説明していただいた。また、展示中の縄文時代後・晩期の出土品との関連についても解説された。	
	
「掘れたて考古展」ギャラリートーク・拓本教室	
講師：当館学芸員	
日時：ギャラリートーク2月7日、22日午後2時から3時まで、拓本教室2月14日、21日午前10時から午後3時まで	
参加者：ギャラリートーク延べ17名、拓本教室延べ12名	
概要：展示解説、縄文土器の文様を写し取る拓本の体験イベントを実施した。	
 	

(5) デジタル・アーカイブ事業

4月からクラウド型収蔵品管理等システムの利用を開始し、収蔵品や市内文化財に関する情報の一元化と、デジタル・アーカイブ化に着手した。また、同システムに連動したスマートフォン向けアプリ「ポケット学芸員」と「にっぽん風景なび」²を11月から、ウェブサイト版「新座市文化財データベース」³を3月から、それぞれ情報公開を開始した。3月末時点での公開資料数⁴は下表のとおりである。

² ©早稲田システム開発株式会社

³ URL: <https://jmapps.ne.jp/niiza/>

⁴ 1つのクラウド型システムから、ウェブサイトとアプリに情報を配信しているため、公開資料数については重複するものが含まれる。また、企画展示の期間終了後に公開を停止したものがある。

表12：デジタル・アーカイブ事業の公開実績

公開先	名称	公開資料数
インターネット	文化財データベース	232
スマートフォン 向けアプリ	ポケット学芸員	15
	にっぽん風景なび	215

(6) 館内見学案内

市内小中学校や市外行政機関等から、資料館の展示案内や行政視察の依頼があり、計5件・179名に対応した。

(凡例：実施日、団体名等、人数)

- ・5月29日、新座中学校、英語部、9名
- ・6月28日、新座市観光ボランティアガイド協会主催「野火止用水散策と旬のブルーベリー狩り」、30名
- ・7月29日、西武台新座中学校、35名
- ・11月14日、小田原市主催「キャンパスおだわら」、23名
- ・1月27日、片山小学校3年生、82名

(7) 睡足軒の森文化事業

園内開放や施設貸出の他に、当館が主催となって下記の事業を開催した。

(凡例：月日、事業名、講師等、人数、会場)

- ・4月15日から22日まで、平林寺半僧坊大祭パネル展、紅葉亭
- ・4月17日、市民呈茶、新座市茶道連盟、208名、睡足軒
- ・5月11日、市民呈茶、新座市茶道連盟・裏千家、86名、睡足軒
- ・6月15日、睡足軒建物ガイド、当館学芸員、10名、睡足軒
- ・8月3日、睡足軒の森夏の文化事業「落語体験と怪談落語」、桂文ぶん（真打）、20名、睡足軒
- ・10月18日、睡足軒の森秋の文化事業「コーヒードリップのワークショップ」、Kondo Coffee Stand・近藤寛之、16

名、睡足軒

- ・ 11月23日、市民呈茶、新座市茶道連盟、108名、睡足軒
- ・ 12月7日、市民呈茶、新座市茶道連盟、62名、睡足軒
- ・ 3月14日、睡足軒の森春の文化事業「新座でつくられたチェンバロ演奏会」、久保田チェンバロ工房、延べ55名、睡足軒

(8) 文化財防災

文化財建造物を保護するため、下記のとおり防災設備の点検や消防訓練を行った。

① 県指定有形文化財：平林寺惣門・三門・仏殿・中門

年2回の消防設備点検と、不具合の解消（所有者による自主事業）を行った。なお、防災設備の保守点検に対しては、埼玉県及び新座市がそれぞれ補助金を交付した。

② 国登録有形文化財：睡足軒

年2回の消防設備点検を行った（所有者による自主事業）。
管理人業務の委託業者とともに初期消火、通報、避難誘導の訓練を行った。

③ 保健センター・歴史民俗資料館複合施設

3月30日に消防設備点検、避難・初期消火等の訓練を行った。

(9) 出前講座等

市民等からの依頼に応じ、職員を館外に派遣して歴史や文化財に関する講座を実施した。本年は計11回・381名の参加者があった。なお、出前講座等の参加者は先述の「来館者」には含まれていない。

（凡例：月日、講座名、団体名等、人数、会場）

- ・ 4月2日、「新座の歴史」、新規採用職員研修、28名、新座市役所ほか
- ・ 7月1日、「昔の暮らし体験」、新座中学校特別支援学級、6名、新座中学校
- ・ 8月17日、「新座の風土と民俗 ー民話紙芝居と写真でたど

- る地域の歴史―」、新座市文化協会主催文化講演会、146名、ふるさと新座館ホール
- ・9月9日、「新座の歴史 ～東二丁目周辺を中心に～」、東二丁目社協支部、18名、東ふれあいの家
 - ・10月21日、「新座の歴史 地域学への招待」、立教大学、10名、新座キャンパス
 - ・10月23日・30日、「新座の歴史トラベル ～旧石器時代から古墳時代まで～」、野火止公民館講座、延べ40名（2回連続講座）、野火止公民館講義室・歴史民俗資料館会議室
 - ・11月14日、「松永耳庵」、小田原市、23名、睡足軒・平林寺
 - ・11月17日、「現地視察」、令和7年度第47回埼玉県建築審査会連絡協議会連絡会議、45名、平林寺・睡足軒
 - ・1月30日、「野火止用水・平林寺視察」、野火止用水保全対策協議会（東京都）、40名、野火止用水
 - ・2月14日、「遺跡・大和田宿・地名から知る新座」、日本共産党新座1・2・3丁目後援会、15名、新座ふれあいの家
 - ・3月22日、「新座の歴史」、シルバー人材センター8地区、10名、野火止一丁目集会所

(10) 刊行物等

文化財の保存と活用を図るため、下記のとおり調査報告書の作成や、リーフレット等の作成・配布を行った。

① 書籍

- ・『新座市内遺跡30 新座市内遺跡確認調査報告書』新座市埋蔵文化財報告第54集
- ・『れきしてらすの一年 令和6年度』（PDF公開）
- ・「新座市教育委員会」『埼玉の文化財』第66号、埼玉県文化財保護協会
- ・「歴史民俗資料館の複合施設化」『埼玉文化財だより 埼玉県文化財保護協会時報』第150号、埼玉県文化財保護協会
- ・「歴史探訪 第五弾 水とともに育まれた新座市の歴史」『機関誌「研修みずのわ」』第59号、地方共同法人日本下水道事業団研修センター

② れきしてらす通信

令和5年度から『れきしてらす通信』を3か月に一度発行している。それ以前の刊行物についても、ウェブサイトで公開を行っている。

(凡例：通算号数、発行日、主な記事の内容)

- ・第8号、令和7年4月発行、普光明寺千体地藏尊御開帳など
- ・第9号、令和7年7月発行、片山村150周年記念展など
- ・第10号、令和7年10月発行、市制施行55周年記念など
- ・第11号、令和8年1月発行、掘れたて考古展など

*「広報にいざ」において、「れきしてらす通信 mini」を毎月掲載した(7月号のみ掲載見送り)。

③ パンフレット・リーフレット

- ・『松永安左エ門生誕150周年記念』パンフレットを作成
- ・文化財散策ガイド「野火止用水をあるく」を更新

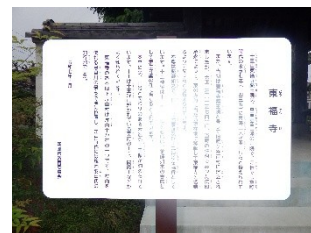
④ 説明板

市内各所に設置している文化財説明板のうち、2基の改修を行った。

- ・東福寺説明板

場所：畑中二丁目

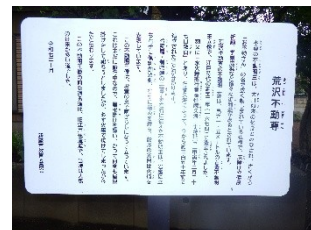
内容：経年劣化していた東福寺の説明板を改修した。



- ・荒沢不動尊説明板

場所：馬場二丁目

内容：経年劣化していた荒沢不動尊の説明板を改修した。



(11) 取材対応等

① 映像メディア

- ・J-COM、「ジモトトピックス」、6月21日
- ・サンケン電気(株)、「新座市制施行55周年事業 松永安左エ門生誕150周年記念展」『Sanken Electric』(YouTubeチャンネル)、3月28日

② 音声メディア

- ・775 Lively FM、「775 ライブリーモーニング」、6月13日

- ・ 775 Lively FM、「775 ライブリーモーニング」、7月25日
- ・ 775 Lively FM、「おしえてゾウキリン」、10月20日
- ・ 775 Lively FM、「おしえてゾウキリン」、2月16日
- ・ 775 Lively FM、「775 ライブリーモーニング」、2月17日

③ 書籍等

- ・ ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』7月号（第315号）
- ・ 中広メディアソリューションズ『A R I F T』「大和田氷川神社夏祭り」首都圏版7月号
- ・ ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』8月号（第316号）
- ・ ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』10月号（第318号）
- ・ 埼玉新聞「埼玉に生きる」・「電力王と数寄者、二つの顔伝える松永安左エ門ゆかりの地」、10月31日朝刊
- ・ ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』11月号（第319号）
- ・ 読売新聞「市制施行55周年」、11月3日朝刊（埼玉版）
- ・ 埼玉新聞「「電力王」の功績と美術品 新座で企画展 松永安左エ門生誕150周年」、12月10日朝刊
- ・ ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』1月号（第321号）
- ・ 東上沿線新聞「『電力の鬼』松永安左エ門 新座市と深い関わり」『東上沿線物語』、1月18日
- ・ ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』2月号（第322号）

(12) 会場提供

会議等の開催場所として、1件の利用に対応した。比較的新しい公共施設であることから、施設・展示見学を含めた研修会の開催場所としての要望があった。なお、当館で対応したものは教育関係の利用に限られ、駐車場のみの借用や保健センターで対応した依頼は含まれていない。

（凡例：会議名称等、貸出日、会場、人数）

- ・埼玉県文化財保護協会、令和7年度被災文化財レスキュー研修会、10月31日、会議室、10名

(13) 埼玉県博物館連絡協議会連携事業

埼玉県博物館連絡協議会（埼博連）の連携事業として、1件の事業を実施した。

- ・埼玉ミュージアムカードをゲットしよう！

期間：7月11日から年3月15日まで

内容：野火止用水

配布枚数：1,624枚

4 資料収集・調査・研究

(1) 資料収集・寄贈

6件307点の資料を寄贈していただいた。貴重な資料を今まで保管してきた旧所有者の皆様に改めて感謝の意を表したい。

表12：寄贈資料一覧

	古写真 志木市の「田子山富士」の前で撮影された女学生、大和田消防団、熊野権現の湧水ほか、昭和初期撮影と思われる写真10点の寄贈を受け入れた。
	古地図ほか 埼玉県全図、大和田町行政資料計5点を受け入れた。
	千体地藏尊御開帳関連資料 33年に一度の御開帳。第25回（令和7年）の資料を9点受け入れた。

千体地藏尊御開帳のお札	
	第24回御開帳（平成4年）のお札と護摩札各1点を受け入れた。
消防団ヘルメット、ビデオラジオ	
	伝・大和田町消防団の消防刺し子ヘルメット、ナショナル製ビデオラジオの各1点を受け入れた。
しおり	
	埼玉県内の施設等を中心としたしおり64セット、279点を受け入れた。

(2) 聞き取り調査等

① 普光明寺千体地藏尊御開帳

33年に一度しか御開帳されない市内大和田の普光明寺に安置されている千体地藏尊について、過去の御開帳の聞き取りを行うとともに、令和7年の御開帳の様子を映像・写真記録に残した。

② 松永安左エ門（耳庵）

実業家・茶人として著名な松永安左エ門について、所沢市にある別荘「柳瀬荘」の周辺や旧川越街道、ゆかりの企業・学校等、市域に伝わる話を収集した。また、命日である6月16日に実施された法要「耳庵忌」に参列し、関係者からも聞き取りを行った。

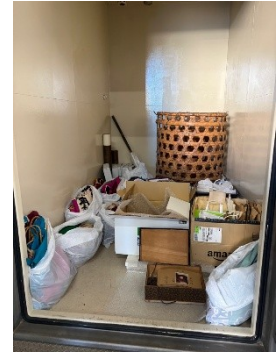
③ 市制施行55周年事業

『伸びゆく新座』の製作に関わった当時の市職員や、市章のデザインを提案した市民からの聞き取りを行った。

(3) 資料のくん蒸処理

館内の資料に被害を及ぼす恐れのある文化財害虫とカビに対する調査を行い、過去にくん蒸を行っていない寄贈資料を中心に、外部施設でくん蒸処理を実施した。

実施期間：12月15日～19日



(4) 埋蔵文化財保護

① 試掘調査

周知の埋蔵文化財包蔵地において実施される開発行為等に伴い、埋蔵文化財の所在の有無を確認するための試掘調査や、工事立会等を行った。

- ・試掘調査：21件（国庫補助金・県費補助金を利用）
- ・機械協力及び市単費による試掘調査：3件
- ・工事立会：31件

② 発掘調査・整理作業等

埋蔵文化財の所在が確認された馬場南遺跡第4地点の保存協議を行い、記録保存と現状保存を行った。

大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に伴い実施した発掘調査のうち、第11～14地点の報告書編集を進めた。また、報告書を刊行した第1～10地点出土資料の一部を、当館常設展示において公開している。

鎧田遺跡第3地点の整理作業を進めるとともに、一部の出土品の展示を行った（前掲「掘れたて考古展」）。

5 レファレンス

(1) 資料の貸出依頼

- ・池田遺跡第1地点出土品（縄文土器）、富士見市立水子貝塚資料館企画展「縄文土器を視る-作った痕・使った痕-」

(2) 博物館実習の受入れ

8月5日から9日にかけて、れきしてらす開館後初となる博物館実習を実施し4校4名の実習生を受け入れた。また、1月13日から18日にかけて、2校2名の実習生を受け入れた。



(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の照会

令和5年度末に統合型GIS「にいぎマップ」が刷新されたことに伴い、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を公開した。事業者が自ら包蔵地に該当するかを照会できるようになったことで、令和6年度以降は包蔵地内または隣接する土地を中心に、確認の問合せが電話で来るようになり、照会業務が削減されている。

窓口：349件／39％（496件／42％）

電話：543件／61％（688件／58％）

計：892件（1184件）

*（）内は令和6年度の参考数値

(4) 主な問合せ

- ・野火止用水
- ・松永安左エ門（耳庵）
- ・市域の博徒
- ・中野川の水車

(5) 刊行物の閲覧

当館事務室の窓口付近に小型の本棚を設置し、『新座市史』全5巻、『新座市史調査報告書』全11巻、埋蔵文化財発掘調査報告書の一部、当館の年報、過去の企画展示のチラシ、市策定の計画等を、来館者が複合施設の待合コーナーで閲覧できるようにした。

6 おわりに

令和5年4月のリニューアルオープンから3年が経ちました。多くの皆様にご来館いただき、誠にありがとうございます。所蔵者の皆様から御理解と御協力を頂いて、令和7年度も貴重な資料を展示することができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和7年度は、新座市にとって市制施行55周年の記念すべき年となりました。特に、リニューアルしてから最大規模となりました「松永安左エ門生誕150周年記念展」では、松永氏ゆかりの自治体や企業等と連携を図ることができました。今後もこのご縁を大切にしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

そして、収蔵品管理等システムを導入し、当館のデジタル・アーカイブ事業が大きく前進した1年となりました。今後も学芸員が資料の調査研究を更に深めるとともに、利用者の皆様の利便性向上を念頭に置きながら、本市の歴史や民俗、文化の魅力をより一層多くの皆様に発信してまいりたいと考えております。

令和8年度も新座市の歴史・文化財にとって節目を迎える出来事が続きます。市民の皆様に郷土愛を深めていただく絶好の機会となりますので、当館が先導役となれるよう努めてまいります。変わらぬ御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新座市立歴史民俗資料館長 川端 真実

令和7年度事業の様子



新座市立歴史民俗資料館55周年記念
新座市文化協会主催
令和7年度文化講演会
新座の風土と民話
民話紙芝居と写真でたどる地域の歴史
新座市内各地の今と昔をスライド上映で振り返りながら、新座市立歴史民俗博物館学芸員による解説と、新座市の民話紙芝居、それに新座市無形文化財「大和田」囃子の実演を交えて上演します。
昔々の時代から現代へと続く地域文化の歴史をぜひ五感で体感してください。
2025 SUN 8.17 OPEN 12:30 START 13:00 入場無料 全席自由
演目：「伊豆殿様」(野火止 平林寺)「円光院のたぬき」(馬場 蓮光寺)「妙音沢の伝説」(片山 法台寺)「鬼鹿毛さま」(大和田 豊光明寺)「千駄地蔵さま」(大和田 豊光明寺)「大和田囃子」(大和田水川神社)
講師：川端 真実 (新座市立歴史民俗資料館 学芸員)
実演：話劇のり (代表：山田晴子) 閑談の会「ひびき」のみなさん 大和田囃子保存会 (会長：時田和明)
主催：新座市文化協会 (http://niza-bunka.com) お問い合わせ先：niza.bunka@gmail.com



左：文化講演会「新座の風土と民話 - 民話紙芝居と写真でたどる地域の歴史 - 」

右：松永翁ゆかりの建物めぐり

参考資料 条例・規則

新座市文化財保護条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財及び埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で新座市の区域内にあるものを保存し、かつ、その活用を図りもって市民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平17条例32・一部改正)

(文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。))並びに考古資料及びその他の学芸上価値の高い歴史資料をいう。)
- (2) 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。)
- (3) 民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。)
- (4) 記念物(貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。))、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異の自然現象の生じている土地を含む。))で、我が国にとって学術上価値の高いものをいう。)
- (5) 文化的景観(地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいう。)

(平17条例32・一部改正)

(市民所有者等の心構)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は文化財が貴重な国民的所産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。))はこの条例の執行に当っては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(諮問及び調査機関)

第4条 市の区域内に所在する文化財の調査保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ文化財を調査し、重要事項を審議答申し、且つこれらの事項に関し必要と認める事項を建議する為文化財保護審議委員を置く。

第5条 文化財保護審議委員の会議その他の必要な事項は、別に教育委員会規則でこれを定める。

第2章 市指定の文化財

(指定)

第6条 教育委員会は市の区域内にある文化財のうち、重要なものを市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝、市指定天然記念物及び市指定文化的景観(以下「市指定文化財」と総称する。)に指定することができる。

2 第1項の指定をするには教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権限に基づく占有者の同意を得なければならない。但し、所有者又は権限に基づく占有者が判明しない場合を除く。

3 無形文化財の指定に当っては、その文化財の保持者又は保持団体の認定をしなければならない。

4 第1項及び第3項の指定及び認定をするには、教育委員会はあらかじめ文化財保護審議委員の同意を得なければならない。

5 第1項の規定による指定は、その旨を公告するとともに、当該市指定文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

6 第1項の規定による指定をしたとき又は第3項の規定による認定をしたときは、教育委員会は当該市指定文化財の所有者、保持者若しくは保持団体に指定書又は認定書を交付しなければならない。

(平17条例32・一部改正)

(解除)

第7条 市指定文化財が、市の区域内に所在しなくなつたとき又は市指定文化財としての価値を失つたとき、その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の解除には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 市指定文化財が県又は国の指定をうけたときは、当該指定の日から市の指定はその効力を失うものとする。

4 市指定文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は速やかに市指定文化財の指定書(保持者又は保持団体にあつては、認定書)を教育委員会に返付しなければならない。

(平17条例32・一部改正)

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 市指定の文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定の文化財の所有者は、特別の事情があるときは他の適当な者に之を管理させることができる。この場合にあつては、当該所有者はすみやかに教育委員会にその旨を書面で届け出なければならない。

3 教育委員会は指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者による管理が困難、若しくは不適当と認められる場合は所有者の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となつて之を管理することができる。

4 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

(所有者等の変更)

第9条 市指定文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体(以下「所有者等」という。)が変更したとき、又は名称、住所等を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(平17条例32・一部改正)

(管理又は管理費の補助)

第10条 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には市はその経費の一部に充てるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会はその補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(現状変更の制限)

第 11 条 市指定文化財の所有者等が当該市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合においてその許可の条件として同項の現状変更に関し必要な指示をすることができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(修理の届出)

第 12 条 市指定文化財を修理しようとするときは、所有者等はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の修理について教育委員会は技術的な指導と助言とを与えることができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(公開)

第 13 条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対して教育委員会の行う公開の用に供するため市指定文化財の出品を勧告することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(調査及び報告)

第 14 条 教育委員会は必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等に対しその文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

2 教育委員会は必要があると認めたときは、所有者等又は権原に基づく占有者の同意を得てその文化財を調査することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

文化財附 則(平成 17 年条例第 32 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

新座市文化財保護審議委員の会議等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、新座市文化財保護審議委員(以下「審議委員」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議委員及び審議委員会)

第 2 条 審議委員の定数は、7 人以内とする。

2 前項の審議委員をもつて審議委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時調査委員を置くことができる。臨時調査委員は、新座市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の推薦により新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(平 17 教委規則 3・令元教委規則 1・一部改正)

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議する。

- (1) 有形文化財に関すること。
- (2) 無形文化財に関すること。
- (3) 民俗文化財に関すること。
- (4) 記念物に関すること。

- (5) 文化的景観に関すること。
- (6) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (7) 市指定文化財の修理復旧並びに滅失及びき損の防止に関すること。
- (8) 市指定文化財の現状の変更の許可及び環境保存のため必要な施設の勧告に関すること。
- (9) 文化財の買取りに関すること。
- (10) 文化財の出品公開に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(委嘱)

第 4 条 審議委員は、文化財に関し高い識見を有する者のうちから教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(任期)

第 5 条 審議委員の任期は 2 年とする。ただし、再任することができる。

2 審議委員に欠員を生じたときは、これを補充することができる。

3 補充された審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、審議委員の互選により定める。

2 委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する審議委員をあらかじめ定めておかなければならない。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(会議)

第 7 条 委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 審議委員が必要であると認めた場合は、会議を教育委員会に求めることができる。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(報酬等)

第 8 条 審議委員には報酬を支給する。

2 審議委員が会議に出席し、職務のため出張したときはその費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法は、新座市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 53 年新座市条例第 14 号)の規定を適用する。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(研修)

第 9 条 審議委員は、文化財の保護活用の推進員としての研修に努めなければならない。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 39 年 6 月 25 日から適用する。

附 則(平成 17 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

新座市立歴史民俗資料館条例

(設置)

第1条 新座市の歴史、民俗、考古に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存、調査及び研究を行うとともに、これらの活用を図り、市民の郷土愛と文化の向上に寄与するため、新座市立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新座市立歴史民俗資料館	新座市野火止二丁目9番37号

(令5条例14・一部改正)

(業務)

第3条 資料館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 資料についての専門的な知識の啓もう普及に関すること。
- (5) その他資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(管理)

第4条 資料館は、新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(休館日)

第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(文化の日を除く。)
- (2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する国民の祝日でない日)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 資料館資料整理日(月の末日。ただし、月の末日が前3号に規定する日に当たるときは、その前日)

(平5条例18・平19条例43・一部改正)

(利用時間)

第6条 資料館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の資料館の利用を制限することができる。

- (1) 資料館の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他資料館の管理上支障があると認められるとき。

(平5条例18・一部改正)

(損害賠償)

第8条 資料館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料館の施設、設備及び資料を損傷し、又は滅失した場合は、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(職員)

第9条 資料館に、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和56年11月1日から施行する。
- 2 新座市立郷土資料館条例(昭和53年条例第26号)は、廃止する。

附 則(平成5年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新座市立歴史民俗資料館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新座市立歴史民俗資料館条例(昭和56年条例第25号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、新座市立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用及び許可)

第2条 資料館の資料(以下「資料」という。)は、学術上の研究のため、利用することができる。

2 資料を利用しようとする者は、資料利用申請書を館長に提出し、許可を受けなければならない。

3 館長は、前項の許可をしたときは、資料利用許可書を交付するものとする。ただし、必要があるときは、条件を付することができる。

(昭62教委規則3・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第3条 館長は、資料の利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、利用の条件を変更し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用許可の申請に偽りがあつたとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) 関係職員の指示に従わなかったとき。

(遵守事項)

第4条 資料館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備及び資料を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに資料の模写又は撮影をしないこと。
- (4) 館内の秩序を乱さないこと。
- (5) その他、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(資料の寄贈及び寄託)

第5条 資料館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

(職員)

第6条 資料館に、館長その他必要な職員を置く。ただし、必要に応じて副館長、係長及び学芸員を置くことができる。

(昭62教委規則3・全改、平16教委規則4・令5教委規則3・一部改正)

(職務)

第7条 館長は、上司の命を受け、資料館の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を助け、資料館の事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

3 係長は、上司の命を受け、系の事務又は館長が定める事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

4 学芸員は、上司の命を受け、資料館の専門的事務に従事する。

(昭 62 教委規則 3・令 5 教委規則 3・一部改正)

(系の設置及び事務分掌)

第 8 条 資料館に文化財係を置き、その事務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 講演会、講習会及び研究会に関すること。
- (5) 資料に関する解説書、目録、図録及び研究報告の刊行に関すること。
- (6) 他の資料館、博物館、図書館、学校その他の関係機関又は団体との協力に関すること。
- (7) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。
- (8) 施設、設備の保全管理に関すること。
- (9) 文化財保護・保存に関すること。
- (10) 埋蔵文化財保護・保存に関すること。
- (11) 文化財保護思想の普及活動に関すること。
- (12) 文化財保護審議委員に関すること。
- (13) 館内の庶務に関すること。

(昭 58 教委規則 5・昭 62 教委規則 3・令 5 教委規則 3・一部改正)

(館長の専決事項)

第 9 条 館長が専決できる事項は、新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程(平成元年新座市教育委員会教育長訓令第 1 号)別表第 1 に定める課長の専決事項のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 資料の利用許可に関すること。
- (3) 資料の借用に関すること。
- (4) 資料の寄贈及び寄託の受理、貸出しに関すること。
- (5) 資料の選定及び廃棄処分に関すること。
- (6) 資料の展示に関すること。
- (7) 資料館の器材、備品の管理に関すること。
- (8) 資料館の事業の実施に関すること。
- (9) 関係機関及び団体との連絡に関すること。

(昭 62 教委規則 3・平 16 教委規則 4・令 5 教委規則 3・一部改正)

(代決)

第 10 条 館長が不在のときは、副館長を置く場合にあつては副館長が、副館長を置かない場合にあつては係長がその事案を代決することができる。

(令 5 教委規則 3・追加)

(代決の報告)

第 11 条 前条の規定により代決した場合は、代決した事案について、事後速やかに館長に報告しなければならない。

(令 5 教委規則 3・追加)

(代決の制限)

第 12 条 第 10 条の規定に基づき代決できる事案は、あらかじめその処理について、特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ず至急に処理しなければならない事案に関するものであつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条の規定にかかわらず、代決することができない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 事案について、特に館長が了知しておく必要があると認められるとき。
(令5教委規則3・追加)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、教育長が別に定める。

(昭58教委規則5・旧第11条繰上、昭62教委規則3・一部改正、令5教委規則3・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第5号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年教委規則第3号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年教委規則第3号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新座市立歴史民俗資料館資料取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市立歴史民俗資料館規則(昭和56年教委規則第9号)

第11条の規定に基づき、新座市立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の資料の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の収集方針)

第2条 資料の収集は、博物館法第1条、第2条及び新座市立歴史民俗資料館条例(昭和56年条例第25号)第1条に規定する目的を達成するために必要な資料としての価値が高いと認められるものについて行う。

(資料の収集方法)

第3条 資料の収集は、寄贈、寄託、借用及び購入によって行う。

(資料の収集基準)

第4条 資料の収集に当たっては、次の各号に該当するものであることを原則とする。

(1) 文化財保護関係法令による国又は県の指定等文化財

(2) 考古資料、歴史資料、民俗資料、自然資料として永年にわたり保存継承していく価値があると認められるもの。または将来的にこれらに相当するもの。

(3) 資料を展示することで、広く市民に普及啓発すべきもの。

2 資料の収集に当たっては、次の各号に留意すること。

(1) 来歴の明らかな資料を収集することを原則とするが、資料の性質によってはそれに限らない。

(2) 思想的・宗教的・政治的思考や個人的な関心や嗜好による取捨選択を行わない。

(3) 資料の有する個人情報の取扱いに留意する。

(4) 実物資料の収集が困難かつ必要が生じた場合は、複製及び模型又は画像・映像等のデジタルデータを作成する(以下「複製等資料」という。)ことができる。複製等資料については、学術的な内容を踏まえたものを収集又は作成する。また、著作権法その他の法令に規定する権利を侵害することのないように留意する。

(台帳等)

第5条 寄贈、寄託、借用及び購入によって収集した資料は資料台帳に詳細を記載し、資料に資料収蔵票を適切な方法で付して保管するものとする。

(寄贈の定義)

第6条 寄贈とは、個人又は団体が所有する資料を博物館法第1条、第2条及び資料館条例第1条に規定する目的に供するため、新座市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に所有権を移転することをいう。

(寄贈の手続)

第7条 資料館に資料を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」及び資料館に寄贈した資料を「寄贈資料」という。）は、資料寄贈申請書を教育長に提出するものとする。

2 教育長は、資料の寄贈を受けることを決定したときは、寄贈者に対して寄贈資料受領書を交付するものとする。

(寄贈経費の負担)

第8条 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。

(寄贈資料返還の禁止)

第9条 寄贈資料は、理由のいかんにかかわらず返却しないものとする。

(寄託の定義)

第10条 寄託とは、個人又は団体が所有する資料について、資料館に保管を委任することをいう。

(寄託の手続)

第11条 資料館に資料を寄託しようとする者（以下「寄託者」及び資料館に寄託した資料を「寄託資料」という。）は、資料寄託申請書を館長に提出するものとする。

2 館長は、資料の寄託を受けることを決定したときは、寄託者に対して 寄託資料受諾書（以下「受諾書」という。）を交付するものとする。

(寄託経費の負担)

第12条 寄託に要する経費は、寄託者の負担とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(寄託期間)

第13条 寄託資料の寄託期間は5年以内とする。寄託者が更に寄託を継続することを希望する場合は、寄託期間の更新を妨げない。

(寄託資料の保管)

第14条 寄託資料の保管は、教育委員会が所有権を有する資料（以下「資料館資料」という。）と同一の取扱いをするものとする。よって、資料の保管に影響しない範囲で、展示を行うことができる。ただし、寄託者の承諾を得ない資料は館外貸出しを行わない。

(寄託資料保管の責任)

第15条 寄託資料が事故又は災害によって損害を生じても、資料館はその責めを負わないものとする。

(所有者の変更等)

第16条 寄託資料が売買、相続等により所有者に変更があったとき、又は所有者の氏名、名称若しくは住所、所在地等に変更があったときは、その所有者（所有者変更の場合は、新所有者）は、所有権の移転その他氏名、名称等の変更を証明する書類を受諾書に添えて、館長に提出し、受諾書の書き換えを受けなければならない。

(受諾書の再交付)

第17条 受諾書を亡失、又は著しく破損したとき、寄託者は、これらを証明するに足る書類（破損の場合は、その受諾書）を館長に提出し、速やかに館長から受諾書の再交付を受けなければならない。

(寄託資料の返還)

第18条 寄託資料は、寄託期間の満了及び寄託期間内では寄託者の要求又は資料館の都合により返還するものとする。

(借用の定義)

第19条 借用とは、資料館の展示又は調査研究、教育普及に必要なとき、所有者に依頼して、資料を一時的に借りることをいう。

(借用の手続)

第20条 館長は、資料を借用するときは、所有者に対して借用依頼書を提出する。ただし、資料の所有者が別に定める様式があるときは、その様式によるものとする。

(借用経費の負担)

第21条 借用に要する経費は、資料館が負担するものとする。

(借用資料の保管)

第22条 所有者から借用した資料（以下「借用資料」という。）の保管は、資料館資料と同一の取扱いをするものとする。原則として、借用資料は館外貸出しを行わない。

(借用資料保管の責任)

第23条 借用資料に損害が生じたときは、資料館はその責めを負わなければならない。ただし、資料館の責めに帰することができない理由によって生じた損害は、この限りでない。

(借用資料の返還)

第24条 借用資料の返還は、借用依頼書と引き換えに行うものとする。

2 借用期間内に返還するときは、所有者と協議の上、行うものとする。

3 借用資料の返還に要する経費は、資料館が負担するものとする。

(資料の購入)

第25条 資料館が資料を購入するときは、専門家の意見を聴することとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(資料の貸出し)

第26条 資料は、学術研究又は教育普及のために貸し出すことができる。

(貸出しの手続)

第27条 資料の貸出しを受けようとする者は、事前に資料貸出許可申請書を館長に提出し、許可を受けなければならない。館長は資料貸出許可申請書を精査後、資料貸出許可書を交付するものとする。ただし、必要があるときは貸出しに条件を付することができる。

(貸出経費の負担)

第28条 貸出しに要する経費は、貸出しの許可を受けた者（以下「利用者」という。）が負担するものとする。

(貸出資料保管の責任)

第29条 資料館から貸し出した資料（以下「貸出資料」という。）に損害が生じたときは、利用者はその責めを負わなければならない。

(損害賠償)

第30条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、貸出資料を損傷し、又は滅失した場合は、事実の発生を速やかに報告するとともに、当該資料と事故発生届を館長に提出しなければならない。館長は事故発生届を精査後、資料館条例第8条に基づき、利用者に原状回復のための修理、又は損害賠償請求を行うことができる。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(資料の廃棄)

第31条 館長は、資料館資料が破損、汚損等によりその価値を失ったとき、あるいはその他の理由により保管ができなくなったときは、資料を廃棄することができる。

(廃棄の基準)

第32条 廃棄の対象となる資料は次の各号に掲げるものとする。

(1) 破損、汚損が甚だしく、補修が不可能なもの。

(2) 原所有者や来歴が不明となっている資料で、その事実が認められた日から2年以上調査しても不明なもの。

- (3) 不可抗力による災害その他の事故により、資料的価値を失ったもの。
- (4) 保存を必要としない二次資料（資料館内工作物、複写、複製品）
- (5) 他の資料館等において、永年にわたり保存継承することが適当と判断されたもの。
- (6) その他、資料として不適切と判断されたもの。
（廃棄の手続）

第33条 館長は、資料を廃棄するときは、教育長に資料廃棄届を提出して、その承認を得なければならない。

（委任）

第34条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、教育総務部長が別に定める。

附 則（令和6年教委告示第22号）

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

< 令和8年度の主な事業（予定） >

- ・ 春季：菅沢村開村370周年記念展
- ・ 夏季：白瀬轟中尉没後80周年記念展、夏休み小学生向け事業
- ・ 秋季：「未来に残したい野火止用水の風景」展、秋季企画展
- ・ 冬季：富士講・富士塚展

書 名：令和7年度 れきしてらすの一年

編集・発行：新座市教育委員会 教育総務部

歴史民俗資料館

発行 日：令和8年6月5日

* 本書に掲載された図版・写真等の無断転載を禁じます。

新座市立歴史民俗資料館（愛称：れきしてらす）

住所：〒352-0011

埼玉県新座市野火止二丁目9番37号

電話：048-481-0177